

岐阜県環境影響評価審査会委員会A 議事録（要旨）

- 1 日 時：平成31年4月24日（水） 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所：岐阜県水産会館2階 中会議室
- 3 議 題：尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者：北田委員、廣岡委員、岡田委員、神谷委員、鹿野委員、淺野委員、高田委員、安藤委員、上野委員、山口委員、奥村委員、津川委員
都市計画決定権者（事業者、事業関係者を含む）11名、関係市担当者1名、県関係課等担当者2名、事務局4名
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価方法書の概要及び手続きについて事務局から説明
環境影響評価方法書及び委員等の意見に対する見解について事業者から説明の後、質疑応答を実施

<配慮書に係る各務原市長意見及び都市計画決定権者の見解>

【事業者】

各務原市長意見に対する見解です。方法書では、工事の実施に係る工法、期間及び工程等、環境影響評価項目の調査、予測及び評価方法の選定に当たり、考慮する事項についてより詳細に明らかにすることという意見に対しては、工事計画の概要については、方法書の第2章に記載しておりますが、工事の実施に係る工法、期間及び工程等についての詳細は方法書の段階では決定していないため、準備書以降の段階で可能な限り詳細に記載するように努めるとしております。

次に、本事業の環境影響評価手続きの実施にあたっては、各務原市民に対しても丁寧な説明を行い十分な理解を得ることという意見に対しては、本事業の環境影響評価手続きについては、愛知県環境影響評価条例に基づいた図書の公告や縦覧、住民意見の募集、住民説明会の開催等を実施することとなりますが、これまでの配慮書手続きと同様に、各務原市民に対しましても、各務原市の広報誌への記載等により、事前に実施を周知するとともに、各務原市内での住民説明会を実施する予定としております。なお、今回の方法書につきましても、各務原市の広報誌で縦覧や意見募集及び説明会の実施を周知しており、縦覧については各務原市役所環境政策課にて行い、住民説明会については、先ほどの説明でもお話ししましたとおり、陵南福祉センターにて開催しております。次の準備書の段階におきましても、同様の実施を予定しております。

次に、方法書以降の図書の作成に当たっては、測定機器や設置状況の写真を例示する等、丁寧かつ住民にもわかりやすい図書とすることという意見に対しましては、測定機器や調査の状況の写真については、方法書の概要を取りまとめた要約書に掲載しており、今後も住民の方に分かりやすい資料となるように努めるとしてしております。なお、方法書の要約書の他に、住民説明会の説明資料においても調査概要の詳細を掲載しており、説明会の開催結果と共に江南市のホームページにデータを掲載しております。

次に、焼却施設の焼却方式や排ガス処理方法の検討に当たっては、大気汚染対策を最優先に考え、大気汚染物質の排出を低減するため、利用可能な最良の技術を採用することという意見に対しては、焼却方式については、平成30年度に専門家等により構成する委員会において、焼却施設のプラントメーカーを対象にアンケート調査を行った際に、メーカーから提案のあったストーカ式焼却炉と灰の外部資源化、ガス化熔融炉・シャフト式、ガス化熔融炉・流動床式の3つの処理方式について、ごみ処理の技術的な見地から検討した結果、特定の処理方式に優位性はないと評価されたことから、1つの処理方式に絞り込むことはしなかったため、これらの3つの処理方式を選定の対象としております。また、排ガス処理方式については、今年度、公害防止準備委員会を設置し、自主規制値を検討していきますので、自主規制値を満たす適当な処理方式を選定し

ていくこととしております。

最後に、大気質調査地点の選定に当たっては、対象事業実施想定区域周辺の風況を十分に考慮すること。また、必ず各務原市内にも愛知県と同等の調査地点を設置し、調査を実施することという意見に対しては、大気質の現地調査については、平成 29 年度の江南市古知野測定局での風配図から、最も割合の高い北西の風下に当たる南東側を中心に 4 方向を基本として調査地点を設定しています。また、各務原市内にも調査地点を 1 地点設定しており、愛知県内と同等の調査を行う計画としています。これにつきましては、後ほどの説明の際に方法書と併せて具体的にお話いたします。

続きまして、岐阜県知事意見に対する見解です。事業実施想定区域の周囲には、複数の住居等が存在しており、施設の稼働に伴う岐阜県内の大気質への影響が回避、低減されるよう、煙突の高さ、建屋の配置等の検討にあたっては、地域特有の地形における風況や逆転層等の短期的高濃度条件による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずることという意見に対しては、施設の稼働に伴う岐阜県内への大気質の影響を適切に把握できるよう、岐阜県内にも一般環境大気質の調査地点を設定しており、本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質の高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討した結果を方法書の第 7 章に記載しております。また、今後実施する調査の結果や、それに基づく予測・評価の結果も踏まえ、適切な環境保全措置の検討を行っていくとしております。

次に、計画段階環境配慮書には、タカ目やフクロウ目といった上位種や、その他重要種の生息可能性が記載されており、施設の設置に伴い岐阜県内に生息する動物や生態系へ影響を及ぼすおそれがある。ついては、建屋の配置等の検討にあたっては、その影響の程度を把握するとともに、事業実施想定区域内の二次林の改変等による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずることという意見に対しましては、事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることを踏まえ、地域環境を一体的に把握できるよう、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曾川沿いも含んだ範囲を設定している他、調査、予測及び評価の手法を検討した結果を方法書の第 7 章に記載しております。また、本事業の実施にあたっては、改変面積を可能な限り小さくする、など動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画にするとともに、建屋の配置等の検討にあたっては、今後実施する調査の結果や、それに基づく予測・評価の結果も踏まえ、適切な環境保全措置の検討を行っていくとしております。

最後に、施設の建屋や煙突の形状、色彩の検討にあたっては、岐阜県側からの眺望の状況を踏まえ、周辺の景観に配慮した適切な環境保全措置を講ずることという意見に対しては、岐阜県側からの眺望状況を把握するため、景観調査地点については、岐阜県側の地点も設定しており、調査、予測及び評価の手法を検討した結果について方法書の第 7 章に記載しております。また、周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画にするとともに、今後実施する調査の結果や、それに基づく予測・評価の結果も踏まえ、適切な環境保全措置の検討を行っていくとしております。

<委員の意見に対する都市計画決定権者の見解>

【事業者】

有効煙突高の計算式について、コンケイウ式とブリッグス式を用いる場合、式中の煙突頂部の風速、温位勾配について上昇気象の観測結果を反映させる必要があるという意見に対しましては、有効煙突高の算定にあたっては、コンケイウ式、ブリッグス式を用いることとしておりますが、パラメータとなる煙突頂部の風速、温位勾配の設定にあたっては、上層気象調査結果も含め検討を行うこととしております。

次に、大気質の短期予測の手法について、事業実施区域の特性を考慮するとブルーム式以外の予測手法も用いる必要があるという意見に対しましては、短期予測にあたっては、廃棄物処理施

設生活環境影響調査指針等のマニュアルを参考にするとともに、地上気象や上層気象観測結果も踏まえ、適切な予測手法を検討することとしております。

次に、大気質の環境要素区分について、微小粒子状物質が測定項目になっているが、予測についても必要であるという意見に対しましては、微小粒子状物質につきましては、国において環境基準は定められているものの、具体的な予測技術については、確立されていない状況であるため、個別事業における影響を見積もることは難しいと考えておりますので、現況濃度を把握することとしております。また、施設供用後の調査につきましても、今年度設置する公害防止準備委員会等の中で実施を検討していくこととしております。

続きまして、風向風速の状況について、風速ゼロの出現状況、平成25年から29年における年間日数など、逆転層について、説明、解説及び出現情報について説明されたいという意見に対しましては、風速ゼロの出現状況については、風向風速計の精度から毎秒0.2m以下を静穏としており、その旨を注釈として記載しています。また、平成29年度の静穏の頻度については0.8%、平成28年度は0.8%となっています。なお、平成25年度から27年度の測定結果については公表されていません。また、逆転層については、用語の解説に上層逆転時として記載しています。なお、逆転層の出現情報については今後現地調査を実施し、その結果を準備書段階で記載することとしております。

次に、地形や地質の状況について、本文中で用いている文言をジオランドぎふで用いている文言に修正してほしいという意見に対しましては、地域の概況については、一般に公表されている既存資料での調査結果を基本としていますが、今回の方法書では地形分類図においては、ジオランドぎふの内容に対応する愛知県側の図が無いため、愛知県と岐阜県の土地調査分類基本調査を出典としております。また、表層地質図については、配慮書段階で鹿野委員からいただいた意見を踏まえ、5万分の1地質図幅岐阜を出典としています。そのため、ジオランドぎふについては方法書への出典元としていないことから、本文中に記載の内容については、方法書に記載しました図中の文言を用いることが適当であると考えます。

続きまして、昆虫類の重要種一覧について、ジャノメチョウ科欄にウラギンヒョウモン、オオウラギンヒョウモン、オオムラサキのタテハチョウ科が混在しているというご指摘に対しましては、記載誤りでしたので、準備書作成時に修正してまいります。

続きまして、調査の基本的な手法について、カヤネズミの生息確認はフィールドサイン法として位置付けているのかという意見に対しましては、カヤネズミの生息確認は、古巣、使用中の巣の探索により行うことを想定しており、探索についてはフィールドサイン法として位置付けております。

次に、カヤネズミの調査範囲が不十分である。また、湿性植物の分布調査ルートを確認したいという意見については、踏査ルートは、調査範囲の代表的な場所を示したものであり、調査範囲内は踏査可能な場所を網羅的に調査することとしています。また、湿性植物の分布調査はオギ群集、ヤナギ低木群落及び、水生植物相の調査地点を対象としています。

<各務原市、県関係課の意見に対する都市計画決定権者の見解>

【事業者】

県の環境企画課からの鳥類の重要種について、コアジサシは種の保存法で国際希少野生動植物種に指定されているというご指摘に対しましては、記載が漏れておりましてので、種の保存法の国際に該当するものとして整理し、準備書作成時に修正してまいります。

続きまして各務原市からの意見に対する見解です。1つ目の処理方式が未定であるため、環境影響評価の実施にあたっては、最も影響が大きくなると想定される条件の下で実施することという意見に対しましては、処理方式については、3方式を選定の対象としていますが、準備書作成時点で決定しない場合は、各予測項目において、もっとも影響が大きくなると想定される条件を

用いて環境影響評価を実施するとともに、その根拠を準備書へ記載してまいります。

2つ目の今後、詳細な現地調査の結果等により、新たな環境影響評価要因が明らかになった場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切な環境影響評価を実施することという意見に対しましては、今後実施する現地調査結果等により、新たな環境影響評価要因が明らかになった場合には、選定された項目及び予測手法を見直した上で、環境影響評価を実施することとし、その旨を準備書に記載してまいります。

3つ目の事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載することという意見に対しましては、事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討するとともに、その内容を準備書に記載してまいります。

4つ目の大気質の調査に当たっては、風向出現頻度の低い東風に関する調査をごみ処理施設西側で実施されることから、南東の風に対しても同等の調査をごみ処理施設北西側で実施することという意見に対しましては、資料3の見解においても述べましたように、大気質の調査場所である6地点の設定根拠としましては、事業実施区域内で1か所、住民からの懸念の声があることから設定した地点で1か所、残りの4か所については、事業実施区域を中心に4方向で設定しております。方法書の232頁をお願いいたします。大気質の調査地点として、地点AからFまで示しております。地点Aが事業実施区域内の地点、地点Fが住民からの懸念の声があることから設定した地点でございます。地点BからEの4地点につきましては、当地域の風の特性として、地図の左下に位置しております江南市古知野測定局の風配図から、北西から西北西寄りの風が最も多い状況でありますので、事業実施区域の南東から東南東方向の扶桑町側に地点Eを設定し、4方向になるように、残る地点のB、C、Dを設定しています。なお、地点Cにつきましては、本来であればもう少し北の地点で設定できればと考えましたが、木曾川があることや、住宅等の分布状況を考慮しまして、現在の位置としております。

5つ目の大気質の評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変化についても検討すること。という意見に対しましては、大気質の評価に当たっては、環境基準との比較のほか、現況からの変化の程度についても明らかにし、準備書に記載してまいります。

6つ目の水質の調査に当たっては、水の汚れ、生物化学的酸素要求量等、富栄養化、有害物質等についても実施することという意見に対しましては、本施設からの排水のうち、場内で発生する排水である、ごみピット排水、洗浄排水、プラットホーム排水については、排水処理後、場内で使用する計画であり公共用水域への排水は行いません。場外への排水は、生活排水及び雨水のみとなりますが、生活排水は合併浄化槽で処理した後、放流する計画であることから、本事業による水質への影響は小さいと考えています。このため、水質は、工事中のみを評価項目としており、調査項目は、工事中の濁水、浮遊物質濃度及び水素イオン濃度としております。

7つ目の有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載することという意見につきましては、先ほどもお話ししました通り、有害物質を含む排水が発生する可能性のある場内水、ごみピット排水、洗浄排水、プラットホーム排水については、排水処理後、場内で使用する計画であり公共用水域への排水は行わないこととしておりますので、場外への流出はないものと考えております。

<質疑応答>

【委員長】

それでは質疑応答に入ります。事業者から方法書と意見に対する見解を説明いただきました。意見や質問がありましたら発言をお願いします。

【委員】

方法書に係る意見と見解の大気質に関する意見についてですが、風が吹いているときは煤煙が拡散しますが、風速ゼロのときに逆転層が出る確率が高くなり、短期的に高濃度条件をもたらすため問題となります。気象台の過去20年間のデータを見るとだいたい風速ゼロの時期が決まってくるので、しっかりと時期を示してください。また、各務原市長意見にあるように環境基準との比較にとどまらず色々調べてください。逆転層の発生を防ぐことはできませんので、逆転層発生時期の傾向をつかみ、それを知らせるといいと思います。

地形、地質については、地質図から読み取った内容を記載しているということですが、読み取れていません。各務原市の地質図はしっかりとしていますが、尾張の地質図には間違いがあります。「ジオランドぎふ」は全国的に評価されている最新のデータですので、ぜひ使用してください。古いものは使用しないようにしてください。

【事業関係者】

気象についてですが、これから計画地で1年を通して、風向、風速、気象を測ることにしておりますので、静穏になる頻度やどのようなときにそういう状況になっているかについても整理し、準備書で示していこうと考えています。

地形、地質のデータについてですが、基本的に既存のデータを用います。信頼できる最新のデータを用いたいというのがありますが、愛知県側の資料として同等の精度のものがなく、岐阜県側と愛知県側の精度を合わせるということで、古いデータで合わせているのが現状です。他にやり方がないか考えてみたいと思います。

【委員長】

大気についてですが、四季に1週間ずつ、年4回測定すると書いてありますが、逆転層の厚みなどを測ろうと思うと鉛直分布の観測が必要ですので、秋から冬にかけてずっと行うということでしょうか。そうしないと逆転層ができる頻度やどこら辺までできるのかということなどが分からないと思います。

【事業関係者】

地上の気象調査については、1年間連続で測定します。ただ、上層の気象調査については通年は難しいですので、基本的には7日間を年4回行いますので、秋と冬もそれぞれ1回ずつということになります。7日間の中で、様々な風速や天気が入ってくると思いますので、そういうものを整理しようと考えております。

【委員長】

想定されている煙突の高さが50数mで、そこから煙がどれくらい上昇するかは逆転層の厚み、強さによると思いますが、それをきちんと調べようと思うと、1週間で足りるのでしょうか。排出源は地上にあるわけではなく、50数mの煙突であり、そこから有効煙突高、煙の上昇分を想定しますので、有効煙突高と接地逆転層の厚みの兼ね合いを検討しないといけません。このようなことを検討できるだけの資料を1週間でとれるのかということですが。

【事業関係者】

有効煙突高は気象条件によって変わってきますが、本事業における計画施設の規模を考慮すると100m、200mくらいの高さにはなると思います。上層気象の調査については、その範囲の温度分布が分かるように調査をやろうと考えています。

【委員長】

現時点では1週間ですが、場合によってはもう少しやるかもしれないということによろしいでしょうか。

【事業関係者】

基本的には、1週間だと考えております。国の生活環境影響評価調査指針やごみ焼却施設のマニュアル等で1週間測れば大丈夫だと書かれておりますので、そういうものに沿ってやっていきたいと考えております。

【委員】

逆転層は朝に出ても太陽が出ると消えたり高さが変わってきますので、出た時に測らないといけません。定点カメラを置くと、快晴で霧があり逆転層がしっかり出た日は逆転層の高度が顕著に出ます。地元の人に聞くのもいいと思います。逆転層は、たくさん見ないと分からないということがあります。

【委員長】

逆転層崩壊時の高濃度出現の予測もされるということですね。

【事業関係者】

はい。

【委員長】

方法書に係る意見と見解の意見についてですが、風速が大きいほど有効煙突高が低くなり最大着地濃度が変わってきます。10mの高さの風速と、実際に測った煙突の高さの風速にどのような違いがあるのかということと比較しなければならないと思います。

また、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等のマニュアルを参考にして適切な予測手法を検討するとありますが、適切な予測手法というのは、どのような予測手法を想定しているのでしょうか。例えば、地上と高さ50mの風向にはしょっちゅうねじれがあり、50mより上にでた煙はその風向に拡散していきますが、下に降りて来ると違った風向となり、このような状況をプルームモデルは想定していません。しかも、逆転層が上空にあると煙が上に拡散しないという状況です。観測によってそういうのを解析、予測しなければならないということが分かった時にどうしますかというのが意見と見解にある私の質問です。

【事業関係者】

短期の予測についてどのようなケースを想定しているかというのは、229頁にあります。予測の基本的な手法というところですが、5つのケースを想定しています。

【委員長】

そのような時にどのような手法やるのでしょうか。プルームやパフでしかやらないということでしょうか。

【事業関係者】

基本はそうです。

【委員長】

それでいいのでしょうか。

【事業関係者】

これから上層と地上の気象調査を行い、現地の状況を確認した上で、これでいいのか、もう少し考えないといけないのか検討していきます。

【委員長】

それでは、プルームとパフだけでやると決めているわけではないのですね。

【事業関係者】

そうです。

【委員長】

PM2.5 については予測しないのかという質問に対し、PM2.5 の生成についてはよく分からないとことがあり、環境省のマニュアルにも書いていないためやっていないという見解ですが、SPM については予測しています。方法書にも示されている観測では SPM の7割から8割を PM2.5 が占めると推測されますが、7割から8割を占める PM2.5 で予測する手法がないのに、なぜ SPM の予測が出来るのでしょうか。

【事業関係者】

PM2.5 が難しいというのは、排出源すぐに PM2.5 になるというよりも50kmから100kmの間で二次生成物質ができるためです。

【委員長】

それでしたら、SPM の7割から8割が PM2.5 ですので、SPM も同じだと思います。SPM と PM2.5 は全く違う物質というわけではなく、PM2.5 は SPM の一部分ですので、SPM を予測するためには PM2.5 を予測する必要があると思います。SPM の予測はどのようにしているのでしょうか。

【事業関係者】

SPM についても二次生成があるかもしれませんが、予測の際には考えていなくて、煙突から出てくる煤塵が、Nox や Sox のようなガス状物質と同じように拡散するという前提で予測しています。SPM の7割から8割が PM2.5 という環境中で測ったデータがあるかもしれないですが、現在のアセスでは SPM に7割か8割をかけた値を使っていいということにはなっていません。その辺はいろいろと研究されていると思います。

【委員長】

焼却施設からでてくる SPM の予測は、本当の SPM の予測ではなく、プライマリーのパーティクルポリュータントだけ予測をしているということですよ。それも10μm以下のものだけ上乘せしているという解釈でよろしいですね。

【事業関係者】

そのとおりです。

【委員長】

それなら PM2.5 も同じだと思います。煙突からでてくる最初のエミッションとして PM2.5、

つまり小さな粒子の排出強度を排出量として SPM でやられているのと同じようにやることはできるということですね。

【事業関係者】

私を知る限りでは、PM2.5 の排出濃度を予測するという事はないです。

【委員長】

PM2.5 と SPM は、単に粒径が違うだけですので、粒径 10 μm 以下のエミッションが分かるということなら、フィルターで 2.5 μm 以下のものがどれくらいあるか分かるのではないのでしょうか。

【事業関係者】

予測するにあたって、排出の諸元をどうするのかというのがありますが、今後、煙突の排ガスでどれくらいの濃度にするかという目標値を設定します。基本的には、法律により煙突で何 ppm や何 g などと定められているので、今回は事業者としてここまで下げて出しましょうということのをベースにしていくのに対し、PM2.5 については、煙突でどれくらいにのきなさいということも出されていないですし、実際どれくらいの濃度かというのなかなか測れない状況なので、煙突出口でどれくらいかということも事業者として設定できない状況です。

【委員長】

でも PM10 はできるのでしょうか。

【事業関係者】

煤塵ということで、煙突の出口で何 g ということが法律で決められているので、それに対して事業者としてこれくらいと値を設定していくことになります。

【委員長】

煤塵と PM2.5 で測定の仕方が違うのでしょうか。

【事業関係者】

そうです。煤塵は、法律で 10 μm 以上の大きな粒子を含んだものと定められていますので、それに対してどれくらい出すかというのを今後決めていきます。

【委員長】

まさに意見に書いたことで、SPM は近年どんどん下がってきて、それほど環境基準を問題にすることではありません。ところが PM2.5 は、環境基準がかろうじて守られているか、守られていないかという非常に微妙な位置にあるわけです。だからこそやる必要があるのではないのでしょうか。意見に対する見解に SPM はやるけど PM2.5 はメカニズムが分かっていないからやらないと言われたので、それはおかしいのではないかと聞いたわけです。結局どうされますか。

【事業関係者】

予測の技術的な話と、煙突出口でどう設定するのかという排出源の状況と、2つの点においてアセスの予測、評価結果として値を出していくのは厳しい状況なので、環境保全の措置の中で、煤塵を下げるように頑張りますとか、事業者として実行可能な対策を検討し、示していきたいと思っています。

【委員長】

煤塵の7割が PM2.5 という想定で安全側でやられるのが1番最もらしいアセスの方法かなと思います。あと、煙突出口の基準が決まっているかと思いますが、最大着地濃度には煙突高度が関わっていますので、煙突出口での排出量がそれくらいでいいのかというのは、煙突高さとの兼ね合いですよね。

【事業関係者】

まず、煙突出口の濃度は、法律で規制がありますが、硫黄酸化物については煙突の高さによって排出の基準が変わってきますが、その他の基準については、煙突の高さとは関係なしに、一律となります。ただ、予測に当たっては、煙突の高さに有効煙突高度を考慮したもので、どれくらいの濃度になるのかということを予測します。

【委員】

有害物質を含む排水が発生する可能性のある場内水についてですが、排水処理の後、場内で使用するので排水は行わないということですが、中でたまりすぎてしまうなど排水しなければならない不測の事態が起こる可能性はないのでしょうか。また、中で有害な物質が濃縮される可能性は全くないのでしょうか。

【事業関係者】

処理した水については、減温塔というところで排ガスの温度を下げるために使用します。いつまでも循環するわけではなく、炉や減温塔に吹き込んだりして処理し、その処理したものが有害ではないかというのは、排ガスの処理施設を使いますので、そこできれいにした後、煙突から出すという方式になっています。

【委員】

この地域は木曾川沿いで緑がいっぱいあり、サイクリングロードになっていたり、人気ドラマで使われたところだと思います。景観に配慮するということは書かれていますが、住民の方にイメージ図、CG 図などを見せて、納得いく景観にしていきたいです。一度壊してしまった景観は、自然と同じで元通りにすることが難しいと思いますので、よろしくお願いします。

【事業関係者】

予測については、フォトモンタージュで調査地点から将来どのように見えるかということ予測するとともに、説明会等ではスライドで見ていただきながら説明していきたいです。

【委員長】

それでは、これで質疑を終了したいと思います。